

第121回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成30年4月20日（金）14:00～14:55

2 場 所 総務省第二庁舎 6階特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、川崎 茂、西郷 浩、嶋崎 尚子、
白波瀬 佐和子、関根 敏隆、中村 洋一、野呂 順一

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房審議官（調査統計グループ長）、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：阪本統計企画管理官

4 議 事

- （1）部会の審議状況について
- （2）諮問第113号「中間年における経済構造統計の整備について」（その2）
- （3）統計委員会専門委員の発令について
- （4）その他

5 議事概要

- （1）部会の審議状況について

《産業統計部会・サービス統計・企業統計部会（合同部会）》

西郷部会長（産業統計部会・サービス統計・企業統計部会（合同部会））から資料1に基づき、部会の審議状況について報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・ ビジネスサーベイという言葉については、統計改革の議論の流れの中で当初と意味が変わってきている。

当初は、経済構造統計に近いイメージであったが、その後長期にわたるSUT体系の移行プロジェクトが現実味を帯びてきたことにより、ビジネスサーベイ自体は、特定の統計及び調査を指すものではなく、SUTを作成するためにビジネスのアクティビティを捉えるという大きな目的の中で、各分野から必要な情報を集める枠組みという位置づけに変わってきた。

よって、ビジネスサーベイ・フレームワークという形で表現することも可能かと考えている。SUTがどのような情報を必要としているか、ということの明確化によってビジネスサーベイが表すものがはっきりしてくる、ということ念頭に、もっと良い名称があれば改めたい。

- ・昨年来、経済統計の整備について検討する上で中核になるのは母集団情報の整備であるという認識は一致しているが、事業所母集団データベース（以下「DB」という。）が、今どのような整備状況になっているのか。また、DBの整備には時間がかかると考えられるので、途中であっても状況が分かったものがあれば、経済構造実態調査に順次反映させていった方が良いと思われる。これについてどのような方向性を持っているか御教示いただきたい。

→DBの整備については、経済センサス - 基礎調査の在り方にも関わってくる。現時点での法人番号情報等との突合状況等含め、今後部会の中で説明してもらい、その結果を本委員会でも報告させていただく。

母集団情報についての整備は重要な観点であり、既に指摘されているようなかい離の是正に向けた取組を進めていく予定である。

（２）諮問第113号「中間年における経済構造統計の整備について」（その２）

事務局（統計審査官室）から資料2-1に基づき、説明が行われ、審議は「その1」に引き続き、産業統計部会とサービス統計・企業統計部会の合同部会に付託されることとなった。

主な質疑は以下のとおり。

- ・一回目の経済構造実態調査、工業統計調査の名簿情報は、どこから取得するのか。
 - 基本的には、DBを母集団として使う。ただし、DBは、随時更新がなされているので、どの時点のものを使うかについては、今後検討しながら行っていく。
 - ・実際のビジネスの現場の方の声を聞きながら、どの時点のものを使うかのタイプ
 - 経済センサス - 基礎調査は、外観からの把握を中心に実施されるが、今後の審議の中で、その個別具体的な問題が提示されると思われるので、議論していくことになる。
 - ・プロファイリングについて、どういう人がどのように行うのかは統計精度の観点だけでなく、報告者負担の観点からも重要ではないか。
- プロファイリング活動の在り方について、今後合同部会で検討するのか。検討

の時期や場所についてあらかじめ教えていただければ、報告者の立場からも準備・検討したい。

→プロファイリング活動については、独立行政法人統計センターを中心に実施することを想定している。ただし、それには統計センター法の改正が伴うことから、具体的な取組は改正後になると考えている。諮問審議の中では現時点で想定している範囲内で状況説明を受けることを想定している。

また、個々の企業との関係も重要となってくるので、経団連等の協力も得ながらアプローチ等を検討させていただく予定である。

(3) 統計委員会専門委員の発令について

西村委員長から、資料3-1、3-2に基づき、統計委員会専門委員の発令についての報告及び部会に属すべき専門委員の指名がなされた。

(4) その他

① 「統計委員会部会設置内規（案）」について

事務局（統計委員会担当室）から資料4に基づき説明が行われ、案のとおり了承された。

② 「障害統計に関する議論（国連統計委員会第49回会合から）」について

総務省（国際統計管理官室）から資料5に基づき報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 障害者統計については国際的にも様々な動きがあり、統一的な基準が合意できているわけではない。一方で様々な動きがあるということは、障害者統計は国際的にも重要な課題であるという証明でもある。総務省を中心として関係府省にも協力していただき、国際的な動向と、諸外国における障害者統計の実施状況を把握し、適宜委員会に報告をお願いしたい。その情報を踏まえて今後の障害者統計の充実に向けて、しっかりと議論していきたい。
- ・ 障害者統計についての対応は、現在の方向性でよいと思われる。障害者統計の議論は、国連が中心となつての動きかと思う。障害の機能・状態別にどのようなになっているかなど、障害者統計調査の中身は各国によって多岐にわたっている。今後日本の障害者統計を議論する前提として、諸外国の状況を基本情報として収集してもらいたい。障害者統計は基本計画の中でも重要であると言及されており、よろしくをお願いしたい。
- ・ 障害の定義の部分をきちんと把握した上で、統計として国際的に「共通使用できるもの」との評価ができるように、総務省を中心とした事務局で確認してもらいたい。

次回の統計委員会は、5月25日（金）午前に開催する予定であり、具体的な場所も含め詳細については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>